

# 建設リサイクル法の改正について（県及び限定特定行政庁の業務範囲の変更）

## □ 県及び限定特定行政庁の業務範囲の変更（令和7年4月1日から）

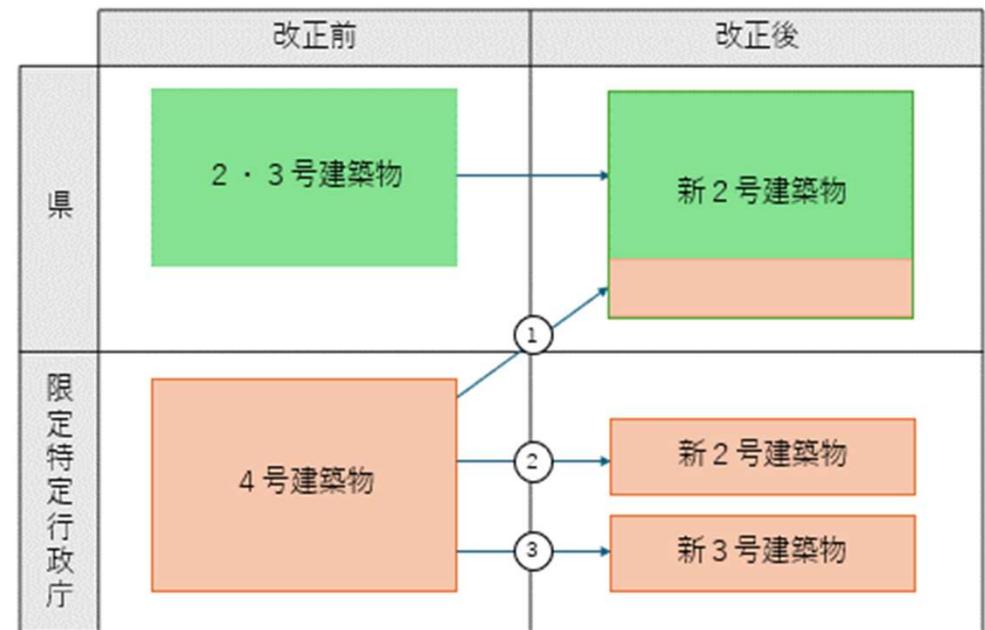
建築基準法第6条及び建築基準法施行令第148条の改正に合わせて、建設リサイクル法施行令第9条が改正され、都道府県及び限定特定行政庁の業務範囲が変更になります。

### 【参考】 建築基準法 第6条、施行令第148条 の改正



さいたまっち

- 限定特定行政庁から埼玉県の業務範囲に変更される規模
  - ・ 階数2以下かつ延べ面積300㎡を超え500㎡以下の木造建築物
- 埼玉県から限定特定行政庁の業務範囲に変更される規模
  - ・ 階数2以下かつ延べ面積300㎡以下かつ高さ13m超16m以下かつ軒の高さ9m超の木造建築物
- 引き続き、限定特定行政庁の業務範囲となる規模
  - ・ 階数2かつ延べ面積300㎡以下の木造建築物及び平屋
  - ・ かつ延べ面積200㎡を超え300㎡以下の木造建築物
  - ・ 平屋かつ延べ面積200㎡以下の建築物（都市計画区域等内）



引用：埼玉県建築安全課HP



コバトン

# 建設リサイクル法の改正について（県及び限定特定行政庁の業務範囲の変更）

## 限定特定行政庁の業務範囲の変更（令和7年4月1日から）

国土交通省の資料を基に作成

### ○ 都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等内



さいたまっち

#### 改正前

- 木造
  - ・ 階数が2以下
  - ・ 延べ面積500㎡以下
  - ・ 高さ13m以下又は軒の高さ9m以下
- 木造以外
  - ・ 平屋
  - ・ 延べ面積200㎡以下



#### 改正後

- 木造
  - ・ 地階を除く階数が2以下
  - ・ 延べ面積300㎡以下
  - ・ 高さ16m以下 ※1  
(※1：平屋かつ面積200㎡以下のものについては高さ制限なし)
- 木造以外
  - ・ 平屋
  - ・ 延べ面積200㎡以下

### ○ 都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等外

#### 改正前

対象外



#### 改正後

- 木造
  - ・ 地階を除く階数が2以下
  - ・ 延べ面積300㎡以下
  - ・ 高さ16m以下  
(平屋かつ面積200㎡以下のものは対象外)
- 木造以外  
対象外



コバトン

- \* 新築、改築等について都道府県知事の許可を必要としないものに限る。
- \* 1号建築物を除く。
- \* 建設リサイクル法の届出等については、限定特定行政庁の業務範囲外の場合は、県（建築安全センター）の業務範囲となる。